

岩手県告示第 928 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 9 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 田野畑岩泉線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村奥地向 57 番 1 地先から 56 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 18 年 9 月 25 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - (2) 期間 平成 18 年 9 月 22 日から同年 10 月 22 日まで